

各 位

会 社 名 日華化学株式会社 代表者名 代表取締役社長 江守 康昌 (コード:4463、東証・名証第2部) 問合せ先 執行役員 管理部門 副部門長 澤崎 祥也

(電話番号:0776-24-0213)

取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、この度、取締役会において、当社取締役(社外取締役含む。)及び執行役員(以下、「取締役等」といいます。)に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成28年3月25日開催予定の第102期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

### 1. 本制度導入の目的

当社取締役会は、取締役等の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

### 2. 本制度の概要

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、「本信託」といいます。)を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社取締役会が定める「役員株式給付規程」に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時といたします。

#### (2) 本制度の対象者

当社取締役(社外取締役を含む。)及び執行役員

(3) 各取締役等に付与されるポイントの算定方法

当社は、信託期間中の毎年12月末日で終了する各事業年度に関して、取締役等に対して、役位、業績達成度等により定まる数のポイントを付与いたします。

取締役等に付与する 1 事業年度当たりのポイント数は、取締役分につき 40,000 ポイント (うち社外取締役分 2,500 ポイント) 及び執行役員分につき 10,000 ポイントの合計 50,000 ポイントを上限といたします。

## (4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための株式の取得資金として、取締役分160百万円(うち社外取締役分10百万円)及び執行役員分として40百万円の合計200百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭(※)を原資として、当社株式を、株式市場を通じて、又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

※当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として、取締役分160百万円(うち社外取締役分10百万円)及び執行役員分として40百万円の合計200百万円を上限として本信託に追加拠出することといたします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格といたします。)と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内といたします。

# (5) 各取締役等に対する当社株式の給付

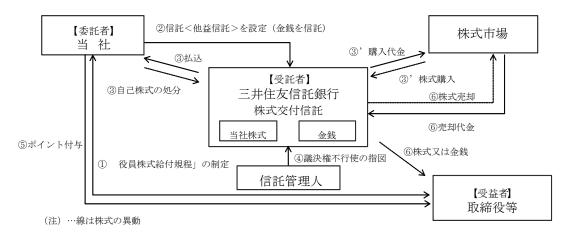
各取締役等に給付すべき当社株式の数は、当社取締役等に付与されたポイント数に 1 (ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、給付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)を乗じた数とします。

各取締役等に対する当社株式の給付は、各取締役等がその退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で給付します。このほか、本信託内の当社株式について公開買付に応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で給付する場合があります。

# (6) 信託の概要

- ① 名称:役員向け株式交付信託
- ② 委託者: 当社
- ③ 受託者:三井住友信託銀行
- ④ 受益者:取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人: 当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類:金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- ⑦ 本信託契約の締結日:平成28年5月(予定)
- ⑧ 金銭を信託する日:平成28年5月(予定)
- ⑨ 信託の期間:平成28年5月(予定)から信託が終了するまで

# ア. 信託の仕組み



- ① 当社は取締役等を対象とする「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭(ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。)を信託します。
- ③ 受託者は今後給付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(株式市場から取得する方法又は自己株式の処分による方法によります。)。
- ④ 信託期間を通じて「役員株式給付規程」の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式に係る議決権の行使については、信託期間を通じ、不行使の指図をします。
- ⑤ 「役員株式給付規程」に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 「役員株式給付規程」及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締 役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の給付を受託者か ら受けます。なお、あらかじめ「役員株式給付規程」・信託契約に定めた一定の 場合に該当する場合には、給付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売 却し、金銭を給付します。

### イ. 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、前記(5)に従って給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記エのとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

#### ウ. 信託期間

信託期間は、平成28年5月(予定)から本信託が終了するまでとします。

### エ. 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施いたします。なお、当初の対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、150千株を上限として取得するものといたします。

### 才. 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信

託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを 企図しております。

## カ. 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

# キ. 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ「役員株式給付規程」及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

以上